

## 小田原市教育委員会定例会会議録

- 1 日時 平成26年4月24日(木)午後7時00分～午後8時00分  
場所 小田原市役所 大会議室

### 2 出席した教育委員の氏名

- 1 番委員 山田浩子(教育委員長職務代理者)  
2 番委員 栢沼行雄(教育長)  
3 番委員 萩原美由紀  
4 番委員 和田重宏(教育委員長)  
5 番委員 山口潤

### 3 説明等のため出席した教育委員会職員の氏名

- 教育部長 関野憲司  
文化部長 諸星正美  
教育部副部長 露木幹也  
教育部管理監 松本弘二  
文化部副部長 安藤圭太  
文化部副部長 杉崎貴代  
教育総務課長 柏木敏幸  
教育指導課長 市川嘉裕  
指導・相談担当課長 鈴木一彦  
生涯学習課長 友部誠人  
図書館長 古矢智子  
教育指導課指導主事 宮坂宗篤

(事務局)

- 教育総務課総務係長 濱野光利  
教育総務課主査 小林隆

### 4 議事日程

- 日程第1 議案第9号 平成27年度使用小学校教科用図書の採択方針について  
(教育指導課)  
日程第2 議案第10号 小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替えについて  
(生涯学習課)  
日程第3 報告第5号 事務の臨時代理の報告(小田原市博物館構想策定委員会規則  
の制定)について (生涯学習課)  
日程第4 報告第6号 事務の臨時代理の報告(キャンパスおだわら運営委員会委員

## 5 報告事項

- (1) 小田原市図書館の今後に向けた動きについて (図書館)
- (2) 小田原市いじめ防止基本方針の策定について (教育指導課)
- (3) 登校支援リーフレット「不登校の解消に向けて」について (教育指導課)
- (4) 平成25年度下半期寄付採納状況について (教育総務課)
- (5) 教育委員会職員の公務災害の状況について (教育総務課)
- (6) 小田原市教育委員会名義後援の承認手続等に関する規程の一部を改正する規程について (教育総務課)

## 6 議事等の概要

- (1) 委員長開会宣言
- (2) 3月定例会の会議録承認…栢沼委員報告
- (3) 会議録署名委員の決定…萩原委員、山口委員に決定
- (4) 日程第1 議案第9号 平成27年度使用小学校教科用図書の採択方針について (教育指導課)

提案理由説明…教育長、教育総務課長

栢沼教育長…それでは、議案第9号「平成27年度使用小学校教科用図書の採択方針について」を御説明申し上げます。これは、平成27年度から小学校において使用する教科用図書を採択するための方針でございます。細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

教育指導課長…はじめに、平成27年度使用小学校教科用図書の採択方針に関する資料のご確認をお願いいたします。事前に送らせていただきました資料と、併せまして、本日お配りしましたホッチキス止めの3つの資料、1つ目として、国からの通知「平成27年度使用教科書の採択について(通知)」、2つ目として、「平成27年度使用教科書の採択事務処理について(通知)」、3つめとして県からの通知「平成27年度義務教育諸学校使用教科用図書の採択方針について(通知)」と、A4版1枚の「表1」をお配りしております。よろしいでしょうか。よろしくをお願いいたします。

では、教科書採択についてご説明申し上げます。まず、本日配布いたしましたA41枚の「表1 小中高等学校の教科書の検定採択の周期」をご覧ください。平成26年度は平成27年度使用小学校教科用図書の全教科の採択となります。採択方法の概要ですが、これにつきましては、今後文部科学省から検定に合格した教科書目録が届きます。現在ございません。これに登載されております教科書の中から、小田原市の児童にとってふさわしい教科書を採択していただきます。公立学校で使用する教科書の採択の権限は、市町村や都道府県の教育委員会にご

ざいまして、小田原市の小・中学校で使用する教科書は、小田原市の教育委員会で決定していただきます。採択のその方法につきましては、『義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律』により定められております。採択の流れにつきましては、文部科学省と県からの通知をもとにして作成したものが事前送付資料の1ページの「教科用図書採択方針」及び2枚目「小田原市教科用図書採択検討部会 設置要項」に沿って、教育委員会が設置する検討部会が調査員、専門的な知識を持った小学校の教員になろうかと思いますが、教科書1つ1つに対して調査研究を依頼してまいります。そして、資料を作成いたします。その資料が教育委員皆様の採択時の参考の1つとなります。その一方で、教育委員の皆様には、今後、教科書すべてをお読みいただき、ご自身で調査研究もしていただきます。最終的には、教育委員の皆様ご自身で行っていただいた調査研究と、先ほど申しました検討部会からの調査研究の資料、それに加えて県教育委員会から送られてきます「平成27年度使用小学校教科用図書選定に係る調査研究資料」を基に、7月、8月の教育委員会の定例会及び臨時会で審議していただき、平成27年度以降の小学校で使用する教科書を採択する、という手順で進められます。今後の具体的な予定となりますが、資料1枚目の裏面をご覧ください。採択事務は小田原市単独となりますが、調査会のみ足柄下地区採択協議会と合同での調査となります。また、6月13日から行なわれる教科書展示会が小田原合同庁舎において開催されます。以上が、採択についての説明でございます。

その他、3ページには、採択検討部会及び調査会の名簿を添付いたしました。まだメンバーが確定されておりませんので空欄が多くありますが、今後検討部会員及び調査員の選出につきましては、事務局で行わせていただきたいと思います。本日は、1枚目表面の小田原市の教科用図書採択方針及び1枚目裏面の今後の予定につきまして、ご協議いただくとともに、議決をお願いしたいと思います。繰り返しますが、これらの根拠となりますのが、本日配布させていただいた文部科学書及び県教育委員会からの通知となっております。以上よろしく申し上げます。

#### (質 疑)

和田委員長…萩原委員にとっては、初めての教科書採択ですね。

萩原委員…初めてですね。

和田委員長…かなりの量の教科書を見ることになりますよ。

萩原委員…時間に余裕を持ってやっていきたいと思えます。

和田委員長…今示されたスケジュールで、萩原委員は、普段からお忙しいとは、思いますが、  
時間を取っていただいて、やってもらうことになります。

萩原委員…はい、わかりました。

和田委員長…他の委員の方々から、何かありましたらどうぞ。

山田委員…責任があり、とても大事な仕事だと思います。前回は、委員の方々が、教科書をすべて読まれて判断したと思います。今回も、きちんと仕事をしていきたいと思ひます。

和田委員長…夏の暑いときで大変ですけど、みなさん、よろしくお祈ひします。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(5) 日程第2 議案第10号 小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替へについて  
(生涯学習課)

提案理由説明…教育長、生涯学習課長

栢沼教育長…それでは、議案第10号「小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替へについて」を御説明申し上げます。小田原市郷土文化館協議会委員につきましては、推薦母体であります小田原市校長会の4月1日付けの教職員の人事異動に伴う推薦替へによるものでございます。細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

生涯学習課長…それでは私から、議案第10号「小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替へについて」御説明申し上げます。小田原市郷土文化館協議会委員は、小田原市郷土文化館協議会規則第3条第1項の規定により、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験者の中から選出することとなっております。現在、郷土文化館協議会委員は、平成25年9月1日から平成27年8月31日までの2年任期で継続中ですが、このたび、小田原市校長会の代表として、委嘱しておりました佐宗修二氏が、平成26年3月31日をもって委員を退かれることとなりました。その後任として、小田原市校長会から下中小学校長の柳川ひとみ氏を御推薦いただきましたが、郷土文化館協議会委員として適任と思われまふので、委嘱いたしたく提案するものです。以上で、議案第10号につきまして、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

(質 疑)

和田委員長…校長先生の入れ替へですね。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

- (6) 日程第3 報告第5号 事務の臨時代理の報告（小田原市博物館構想策定委員会規則の制定）について (生涯学習課)
- 日程第4 報告第6号 事務の臨時代理の報告（キャンパスおだわら運営委員会委員の一部委嘱替え）について (生涯学習課)

提案理由説明…教育長、生涯学習課長

栢沼教育長…それでは、報告第5号「事務の臨時代理の報告（小田原市博物館構想策定委員会規則の制定）について」及び報告第6号「事務の臨時代理の報告（キャンパスおだわら運営委員会委員の一部委嘱替え）について」を御説明申し上げます。今年度小田原市博物館構想策定委員会を立ち上げるにあたり、規則を定めたものです。また、キャンパスおだわら運営委員会委員の推薦母体の事情により委員の一部委嘱替えが生じたものです。これらは、小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項に基づく付議事項でございますが、急施を要し、会議を開くことができなかつたため、同規則第4条第1項により、事務を臨時に代理させていただきました。ついては、同条第2項の規定により御報告するものでございます。細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

生涯学習課長…それでは私から、報告第5号及び報告第6号の「事務の臨時代理の報告」につきまして、一括して細部について御説明申し上げます。

報告第5号の「小田原市博物館構想策定委員会規則の制定」につきましては、委員及び委員長の設置、会議の運営等の詳細を定めるために制定したものでございます。こちらにつきましては、新たに附属機関として設置することにより、規則を制定したものでございます。

次に、報告第6号の「キャンパスおだわら運営委員会委員の一部委嘱替え」につきまして御説明申し上げます。キャンパスおだわら運営委員会委員につきましては、キャンパスおだわら運営委員会規則第3条の規定により、学識経験者、生涯学習の向上に資する活動を行う者、公募市民並びに教育委員会が必要と認める者の中から選出することとなっております。現在、キャンパスおだわら運営委員会委員は、平成25年6月1日から平成27年5月31日までの2年任期で就任いただいておりますが、このたび、教育委員会が必要と認める者として小田原高等学校からの推薦により委嘱しておりました、宮地妃佐子氏が委員を退任されることとなりました。その後任として、新たに小田原高等学校から、定時制教頭の立花ますみ氏を御推薦いただき、キャンパスおだわら運営委員会委員として適任と判断いたしましたので、4月22日付けで委嘱いたしましたものでございます。なお、学識経験者として委嘱しておりました三輪建二氏が、平成26年3月25日

付けで退任されていますが、こちらにつきましては、現在、空席となっております。以上で、報告第5号及び報告第6号につきまして、説明を終わらせていただきます。

(質 疑)

和田委員長…キャンパスおだわら運営委員の交代は、やはり、人事異動によるものですか。  
生涯学習課長…はい、そのとおりです。

(その他質疑・意見等なし)

(7) 報告事項(1) 小田原市図書館の今後に向けた動きについて (図書館)

図書館長…それでは、私から報告事項(1)「小田原市図書館の今後に向けた動きについて」ご説明申し上げます。お手元の資料1をご覧ください。本市の図書施設は、昭和34年開館の市立図書館と平成6年開館のかもめ図書館の2館を核として支所に併設されております図書館分館5館及び地域センターや生涯学習施設内に設置されております図書室、図書コーナー6施設が配置されております。このうち、開館から55年余りが経過した市立図書館につきましては、老朽化が進み、耐震強度の低下、諸設備の機能低下、資料保存環境の悪化や国指定史跡内にあること等の課題がある状況でございます。こうした中、平成22年には、駅前再開発ビルへの図書館開設を求める陳情が市議会において採択されました。駅前再開発ビルというのは、小田原駅お城通り地区再開発事業の中で、広域交流施設ゾーンで整備を考えている施設でございます。現在は、駐車場となっているところでございます。その後、平成24年に図書館長の諮問機関である小田原市図書館協議会に諮問した「小田原市図書館施設の今後のあり方」については、老朽化した市立図書館機能のうち、資料保存や調査研究機能を除く貸出機能などを駅前再開発ビルへ機能移転するとした内容の答申がなされました。平成25年9月には、市内南町の西海子通りに面した神奈川県が所有する旧小田原保健所跡地について、本市に取得を求める陳情が提出され、市議会において採択されたことを受け、本市は、旧小田原保健所跡地を文化生涯学習施設用地として取得することとしたところでございます。また、同年12月ですが、市議会建設経済常任委員会において、小田原駅東口お城通り地区再開発事業について広域交流施設ゾーンの公共、公益施設として検討していく公共施設の候補として、市立図書館の貸出を中心とした機能の移転が挙げられているところでございます。これらの経過を踏まえまして本市図書館施設の今後のあり方について、現在、私立図書館が担っている図書の閲覧、貸出機能及び地域資料の収集保存機能をどのように整備し、配置していくかという事を駅前再開発事業

の進捗状況にあわせつつ、取得を予定しております旧小田原保健所跡地の文化・生涯学習施設の位置付けなど多面的に十分な検討を行ってまいりたいと考えております。以上で、報告を終わります。

(質 疑)

萩原委員…市立図書館の現在の機能を、小田原駅前と旧小田原保健所跡地の両方に振り分けることを考えているのですか。

図書館長…概ね、ベースにそのような考え方がございますけれども、ただ、すべての機能を両方に振り分けられるかどうかという問題もありますし、時代に合わせた新しい図書館のあり方をもめ図書館、分館等含めて全体で検討していかなくてはならないと思います。

和田委員長…方針は分かったのですが、タイムスケジュールとか、どのくらいの期間で決定するのかというプロセスがおおまかでも分かれば教えてください。

図書館長…駅前につきましては、都市部が中心になりまして、広域交流施設だけでなく、駐車場を含めた全体の計画をしているのですが、こちらの動きが早ければ、ここ数年で決まると思いますが、計画期間がはっきりとは見えない状況でございます。こちらとしては、スケジュールが早まることを想定して考えをまとめていかなくてはいけないと考えています。また、民間の事業者が関わってくることなので、進むときには一気に進んでしまう可能性もありますので、いつとは言いきれないですけれども、図書館としては、かなり早い時期に考え方を作っていかなくてはならないと考えております。あわせて西海子通りの旧小田原保健所跡地につきましては、小田原市の中の様々な、芸術文化創造センター、駅前の問題とか三大事業を順番にやっているところですので、旧小田原保健所跡地に何か作ることになりますと、三大事業が終わった後になりますので、見込みは先になっております。

山田委員…駅前のビルの方に、図書館の貸出機能のみを移す案ですが、今ある市立図書館の蔵書がたくさんありますが、それらの移動は、整理していかないと、結構なスペースがないとそのまま移すということは、厳しいですよ。

図書館長…おっしゃる通り、スペース的には、今市立図書館に置いてある本が、全部駅前に移すというのは、難しいと考えています。

山田委員…かもめ図書館に移すとか、考えていらっしゃるのですか。

図書館長…その段階で、一般的な図書の部分と貴重資料とでは、分けて考え得ざるを得ないという認識をしております。

和田委員長…さきほど、図書館司書と図書館ボランティアとの話を教育委員で聞いたのですよ。やっぱり、このごろ、子ども達が電子機器に関わる時間が非常に長くなっていて、本を読むというところが、あまり浮かないというか、そのような傾向にあるので、ぜひ図書館の本を読むという、文化がとっても大事だと考えてい

るので、多くの人が行きやすいように、そんなようなことが立地条件を十分に考慮して計画を進められたらいいな、という感想を持ちました。

(その他質疑・意見等なし)

(8) 報告事項 (2) 小田原市いじめ防止基本方針の策定について (教育指導課)  
教育指導課長…「小田原市いじめ防止基本方針」の策定につきまして説明させていただきます

す。平成25年9月施行の「いじめ防止対策推進法」では、国・学校はいじめ防止基本方針の策定が義務付けられております。地方公共団体につきましては、基本方針の策定に努めることと規定されております。神奈川県では、いじめ防止基本方針が、4月1日に施行されたところでございます。本市としましても、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを策定の目的とした「小田原市いじめ防止基本方針」を本年秋を目途に策定してまいりたいと考えております。

この基本方針の構成及び内容につきまして、Ⅰとしまして、基本的な考え方としていじめの定義でありますとか、基本認識、基本理念を記載しております。Ⅱとしまして基本的施策・措置、Ⅲとしまして重大事態への対処、Ⅳとしましていじめ防止等を推進する体制を案として考えております。次に策定の体制でございますが、2ページをご覧ください。庁内に検討委員会とともに作業部会を設置いたしまして、子ども達に関わる関係他課等と連携いたした中で策定にあたってまいりたいと考えております。また、さらに市民の皆様や各種関係団体からご意見をいただく中で、より多くの議論のち方針を策定してまいりたいと考えております。

策定までのスケジュールですが3ページをご覧ください。公表につきまして秋を目途に考えておりますので、11月下旬の公表を策定を進めるため、3回の検討委員会、それに伴う4回の作業部会を計画しております。5月中旬に第1回検討委員会、7月上旬から8月上旬にかけては関係各種団体からご意見を頂く期間とし、それを受け、8月下旬に第2回検討委員会を開催いたしまして、9月中旬から10月中旬にかけてパブリックコメント等で市民からご意見を伺いたいと考えております。その後、11月の第3回検討委員会で最終案をとりまとめさせていただきます、政策会議等に付議する予定でございます。

なお、策定の進捗状況につきましては、教育委員会定例会にて随時委員の皆様にご報告させていただくとともに、委員の皆様のご意見をお伺いしながら策定に進んでまいりたいと考えております。以上で「小田原市いじめ防止基本方針の策定」につきましての説明を終わらせていただきます。

(質 疑)



萩原委員…とても良いことだと思うのですが、例えば、政策会議に教育委員が同席するのは、どうでしょうか。

教育指導課長…それは、難しいです。政策会議前の教育委員会定例会等で案をお示ししまして委員からのご意見をいただく中で案を練り上げていきたいと考えております。

萩原委員…はい、わかりました。

教育部長…教育指導課長がお答えした通りなのですが、教育長は当然ながら教育委員会を代表して政策会議に加わりますので、教育委員のご意見等を踏まえたところで、意思決定に参画していただくこととなります。

山田委員…「小田原市いじめ防止基本方針」の「構成及び内容（案）Ⅲ重大事態への対処」があるのですが、重大事態とは、どのようなことを想定されていらっしゃるでしょうか。

教育指導課長…国が定めた「いじめ防止対策推進法」で記載された定義をそのまま利用させていただいておりますけれども、命、身体に関わるものですか、財産に関わるものですか、長期にわたって欠席にいたるような事案等を想定しています。

山田委員…いじめは、兆候が必ずありますから、それを見逃さないことが大事なので、そういうことも盛り込んでいただければと思います。また、これを決めた時に学校独自でそれぞれのいじめ防止基本方針を作って市民に公表するのか、教育委員会で策定して、各学校に配るのか、どちらになるのでしょうか。

教育指導課長…学校には、「いじめ防止基本方針」の策定義務がございます。平成25年度末の平成26年3月に各学校の策定は終わっております。各学校独自で作ったものでございます。国・県・市が作ってから各学校で作るという流れではないのですが、各学校は、現に子ども達が生活しているので、当然、各学校は、作っております。数校は公表をしているのですが、これから市内各校には、公表を働きかけていくとともに、「いじめ防止基本方針」を地域の方でありますとか、PTA等と共有しながら、より実のあるものにしていきたいと考えております。これらに合わせまして、市としまして「いじめ防止基本方針」を作らせていただきたいと考えております。

萩原委員…策定メンバーの中に、民生委員児童委員が入っていますが、民生委員の方は、学校と近いところで、働いていらっしゃると思うのですが、学校とお話する機会が少ないとお聞きしたことがありますので、策定メンバーに入いただくのは良いことだと思います。

和田委員長…「Ⅳ いじめ防止等を推進する体制」のところに、「小田原市いじめ問題対策連絡協議会（仮称）」がありますが、湯河原町での事件があった時にできるだけ第三者、学校教育関係者ではない方がメンバーとして入るべきだという声が大いぶ大きかったと思うのです。そういうところについての配慮というか考慮もしてもらえたらよいと思います。

教育指導課長…参考にさせていただきます。

(その他質疑・意見等なし)

(9) 報告事項 (3) 登校支援リーフレット「不登校の解消に向けて」について

(教育指導課)

教育指導課長…それでは、報告事項 (3) 「登校支援リーフレット「不登校の解消に向けて」について」説明させていただきます。資料3を御覧ください。これまで不登校者数の減少をめざし、平成20年度から22年度までを第1期不登校対策強化期間として取り組んできました。その後、3年間、平成23年度から25年度を第2期不登校対策強化期間として位置づけまして、合計6年間不登校の減少に取り組んできたわけですが、昨年度の平成25年度を不登校対策強化期間のまとめの年度と捉えまして、これまでの取組みをまとめました登校支援リーフレット「不登校の解消に向けて」を作成いたしました。先日、小中学校の全教職員に配布したところでございます。本リーフレットは、不登校の課題を持つ学校やその支援を行う教職員向けに作成したもので、各学校の校内研修や日々の登校支援の取組みに役立つように作成したものでございます。

表面に不登校についてのいくつかの数値をグラフ化したものになっておりますが、①のグラフが「全体として不登校の出現率等」を記載しております。グラフの傾きから分かりますように本市は若干減少傾向にあることが見て取れるかと思えます。②のグラフについては「中1ギャップについて」を表していますが、未だ顕著な傾向が見られます。小中連携や小中連携シートの活用によって、中学校入学後の不安を減らして、早い段階での心の居場所を確保するようなことが大切であるとグラフからも見て取れます。③のグラフは「不登校のきっかけ」につきまして、3年間で各項目で減少傾向となりつつあるのですが、「学業不振をきっかけ」とした不登校については、横ばいとなっている状況でございまして、各学校での「分かる授業」へのさらなる改善が必要であるということが分かると思えます。なお、「その他の本人に関わる要因」が、割合としては一番大きく来ていますが、生活リズムの乱れ、気力が無くなってしまう、情緒が不安定になってしまう、非行傾向である等様々な要因がこちらに含まれてしまっているので、数値が大きくなってきています。ご理解いただきたいと思えます。

リーフレット中面にまいります。内容においては、6つの項目立てをし、校内で推進できる登校支援策を示しました。「1 校内支援体制の充実」では、教育相談コーディネーターとなる教員を中心とした体制の充実について、さらに、「3 校内支援室の効果的な運営」や「4 不登校者宅への家庭訪問」では、不登校訪問相談員を活用しておりますが、その活動から得られた家庭訪問の心がけ等を記載しまして、教職員とともに活動しておりますので、このようなことを記載する中で教育委員会や関係機関との連携の方法などについても記載してございます。また、本リーフレットの特徴としましては、教職員がいつでも活用できるように

「小中連携シート」を掲載をいたしました。小学校で不登校等の課題があった児童が中学校に進学する際、小学校での状況や行った支援、保護者の願いなどを小学校から中学校に正確に引き継いでいくために、小学校で有効だった方策でありますとか、保護者等との速やかな連携など、中学校で役立てるために作成するものでございます。この作成にあたりましては、活用の狙い等を保護者に説明したうえで個人情報の順守や保管場所の徹底についても、了解を得た場合のみに活用すると職員には指導してまいっているところでございます。

なお、本リーフレットにつきましては、各種研修会、登校支援担当者連絡会議で周知をはかるために、今後広く説明していく所存でございます。このリーフレットの活用で少しでも不登校者が減少していくように取り組んでいきたいと考えております。以上で本リーフレットの説明を終らせていただきます。

#### (質 疑)

和田委員長…不登校に対する取組みが功を奏したのか、確実に減っていますね。皆さんの努力が報われてきていると感じています。我々、不登校の子ども達に比較的多いのは、発達障がい系の特徴を持った子どもの不登校、特に中学においては多いですね。そのへんのところの配慮は、また別項目になるのでしょうか。一般の不登校ということではなくて。

教育指導課長…保護者と話し合いをしながら子どもの特性に合った支援をやっていこうという考え方を持っています。

萩原委員…教育相談コーディネーターについてですが、今も各校に1人配置されているのですか。

教育指導課長…各校に3、4人程度は配置しています。2人配置の学校もございますが。毎年、研修を実施し、受講してもらい増やしていております。

萩原委員…相談件数が多くなれば、コーディネーターひとりでは対応しきれなくなりますね。

教育指導課長…そうですね。

和田委員長…昨年、教育委員会事務の点検・評価において、校内支援室を視察したのですが、とっても充実していましたね。あれは、彼らにとっては、安心できる居場所で、次にいくステップとしては、とってもいい形で展開できていたと思いました。

山田委員…このリーフレットはすごくいいものだと思います。作り手の誠意を感じるものですね。全教職員にお渡ししたと伺って、先生たちがお困りになった時に役に立ちますし、具体的にも書いてありますしとてもいいリーフレットだと思います。3月の定例会でもお話したのですが、中1ギャップの事ですが、小学校の卒業式に出ると卒業式に出られない児童がいて、午後から卒業証書を渡すとか自宅に持っていくとかになるのですが、そういう児童へ手を差し伸べてほしいと思います。また、児童の進学先の中学校の校長先生だと思ってしまうのですが、その

児童の自宅に行って、保護者や児童と話したりするとおっしゃっていたのですね。卒業式が終わった春休みの時に何か手立てがあったらいいと思います。

和田委員長…比較的不登校の子ども達と関わる人が多いものですから、経験から言うと、学校の中で自分を守ってくれる人、校長先生が一番上なわけですが、校長先生が何かあったら校長室に来なさい、と声掛けをしてくれることは、大きい支援になると思うのです。今、山田委員がおっしゃったように、例えばみんなと一緒に卒業式に出られない児童に、可能であれば、進学先の中学校の校長先生がいて、安心できるような声掛けをしてもらえればと思います。いずれにしても卒業式には、校長先生は行くわけだから、そんな配慮、きめ細かい対応が出来たら児童は、ほっとするかも知れませんね。

(その他質疑・意見等なし)

(10) 報告事項(4) 平成25年度下半期寄付採納状況について (教育総務課)

教育総務課長…報告事項(4)「平成25年度下半期寄付採納状況について」ご報告させていただきます。お手元の資料4を御覧ください。平成25年度下半期寄付採納状況でございますが、資料4にお示ししたとおり、物品が26件、現金が1件、演劇無料提供が1件、計28件となっております。本来でしたらすべてを説明すべきところではございますが、時間の関係もございまして、主なものに限らせていただきます。まず物品でございますが、始めに物品7にございます市内荻窪にお住いの清水浩様から図書館に対しまして小田原出身の登山家辻村伊助の代表作である『スイス日記』の初版、大正11年刊行ほか34点をご寄付いただいたものでございます。次に物品8の小田原ロータリークラブ会長山岸功治様から、三の丸小学校をはじめ、ほか8校に対しまして、児童用図書をご寄付いただいたものでございます。次に物品9につきましては、鴨宮中学校地域連絡協議会会長志村学様より、鴨宮中学校に対しまして防犯センサーライト4基及びブザー付きパトライトをご寄付いただいたものでございます。防犯センサーライトは外壁に、パトライトは校内に設置し防犯対策に役立てております。次に、3ページ目に移りまして、物品22につきましては、(株)損保ジャパン様、(株)みずほ銀行様、明治安田生命保険相互会社様及び第一生命保険(株)様の4社より、小学校新入学児童全員に対しまして黄色いワッペン1,722枚をご寄付いただいたものでございます。この黄色いワッペンは、新入学児童の通学時の交通事故がなくなるようにと、昭和40年から毎年、全国の新入学1年生を対象に配布されているもので、今年で50年目を迎え、配布数は、全国で6,111万枚に上るとのことでございます。続きまして、現金の寄付につきましては、匿名の方から酒匂中学校、下府中小学校、酒匂小学校及び富士見小学校の図書購入費といたしまして各校10万円、合計40万円のご寄付いただいたものでございます。次の演劇無料提供でございますが、四季株式会社代表取締役

社長浅利慶太様から、市立小学校4年生を対象に今年度は「はだかの王様」を無償で上演していただいたものでございます。以上で、報告事項(4)「平成25年度下半期寄付採納状況について」を終らせていただきます。

(質 疑)

和田委員長…本当に多くの方達から学校にはご寄付をしていただいているのですね。何らかの形で市民に、学校教育にみなさんがいろんな気持ちを寄せてくださっているというのは、報告する方法はございますか。

教育総務課長…特に今のところは、取り立てて寄付の状況は公表はしておりません。定例会で必ず上半期、下半期と公表しますので、資料という形では、公表されておりますが、特段に寄付の状況をお知らせしていることは、ございません。

和田委員長…寄付は相当な額になりますよね。学校は助けられているのですね。

(その他質疑・意見等なし)

(11) 報告事項(5) 教育委員会職員の公務災害の状況について (教育総務課)

教育総務課長…それでは、報告事項(5)「教育委員会職員の公務災害の状況について」を報告させていただきます。資料5を御覧頂きたいと存じます。平成25年度、10月から3月末までの公務災害発生件数は表にございますとおり、1件でございます。被災職員1、教育指導課心理相談員は、平成26年2月24日に、公用車で市内中学校に生徒の発達検査を実施した帰りに、助手席に置いてあった荷物が落ちたため、前方から目を離したところ、前方を走っていたトラックに追突し、頭や首に痛みを感じたものであり、「外傷性頸部症候群」と診断されました。なお、被災職員1につきましては、非常勤職員でございますので、災害認定に当たりましては「小田原市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」第4条第3項の規定に基づき、小田原市公務災害補償等認定委員会への諮問を行い、同委員会から公務災害と認定することが適当である旨の答申を得て、平成26年3月24日付けで公務災害と認定いたしましたものでございます。以上で報告を終わります。

(質 疑)

和田委員長…だいたいこういうケースの時は公用車を使うのですよね。自分の車を使う事はないのですね。

教育総務課長…そうですね。

(その他質疑・意見等なし)

(12) 報告事項(6) 小田原市教育委員会名義後援の承認手続等に関する規程の一部を改正する規程について (教育総務課)

教育総務課長…それでは、報告事項(6)「小田原市教育委員会名義後援の承認手続等に関する規程の一部を改正する規程」について、ご報告申し上げます。資料6をご覧くださいと存じます。名義後援につきましては、行政が経費的な負担をせずに、後援団体として名を連ねるものでございます。名義後援の承認にあたっての基準は、今回改正をいたします規程の中で定めておりました、当該基準に基づき、教育委員会事務局において主催者及び事業内容の審査を行い、適当と認められたものについて、承認をするという流れとなっております。平成25年度におきましては、教育委員会において年間160件の事業に対しまして名義後援を行ったところでございます。今回の改正でございますが、「事業内容についての承認基準」に「政治的な目的又は宗教的な目的を有しないもの」という項目を追加するものでございます。これまで、「主催者についての承認基準」には、「特定の政党や宗教その他政治的団体及び宗教的団体を支持していないもの」という定めがありましたが、「事業内容についての承認基準」に同趣旨の定めがございませんでした。取り扱い上は、同様の対応をしておりましたことから、今回、明文化を図ったものでございます。また、「事業報告書の提出期限」につきましては、これまで、事業終了後10日以内と定めておりましたが、決算書の作成に日時を要し、10日以内では提出が難しい事例が多く見受けられますことから、市の名義後援と同様、事業終了後30日以内に提出するよう改めるものでございます。なお、本規程につきましては、平成26年4月1日から施行する必要がありましたことから、「小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第5条の規定に基づき、教育長の専決を行いましたので、報告するものでございます。以上で報告を終わらせていただきます。

(質 疑)

和田委員長…小田原市には、明文化して無かっただけで、他の市町村では、明文化されていたわけですね。改めてここで明文化したという事ですね。

教育総務課長…今回、改正にあたりまして、近隣市町村の同様の規程を照会させていただきましたところ、ほぼ、いずれの市町村も明文化されているということで改正させていただいたものです。

(その他質疑・意見等なし)

(13) 委員長閉会宣言

平成26年5月20日

委 員 長

署名委員（萩原委員）

署名委員（山口委員）